

健 発 0216 第 6 号
平成 30 年 2 月 16 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

メタボリックシンドロームに着目した健診・保健指導担当者の
資質向上推進事業の実施について

平成 20 年度から実施している特定健康診査及び特定保健指導では、科学的知見に基づく健診・保健指導を実施するために、特定健康診査・特定保健指導に従事する者を対象とした「健診・保健指導の研修ガイドライン」を策定し、関係団体により研修が実施されてきたところです。

今般、特定健康診査・特定保健指導に係る第 3 期特定健康診査等実施計画が平成 30 年度から開始されることにあわせて「健診・保健指導の研修ガイドライン（平成 30 年 4 月版）」が策定されたことを踏まえ、「健診・保健指導担当者の資質向上推進事業実施要綱」を別添のとおり改正しましたので通知します。

については、本通知に基づいた健診・保健指導担当者の育成研修の実施について御協力をお願いします。

本通知は平成 30 年 4 月 1 日から適用します。これに伴い、平成 19 年 8 月 13 日付け健発第 0813001 号厚生労働省健康局長通知「メタボリックシンドロームに着目した健診・保健指導担当者の資質向上推進事業の実施について」は、平成 30 年 3 月 31 日をもって廃止します。

(別 添)

メタボリックシンドロームに着目した健診・保健指導担当者の
資質向上推進事業実施要綱

1 目的

「標準的な健診・保健指導プログラム【平成 30 年度版】」に基づく健診・保健指導の担い手である医師、保健師、管理栄養士等や、健診・保健指導事業に従事する事務職等の者が受けるべき研修ガイドラインの策定、研修情報の医療保険者への提供等により、質の高い健診・保健指導従事者を確保することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 健診・保健指導の研修ガイドラインの策定

国は、都道府県・保健所設置市・特別区（以下「都道府県等」という。）及び医療保険者、関係団体が健診・保健指導に関する研修を効果的に実施するために、「標準的な健診・保健指導プログラム【平成 30 年度版】」を踏まえた上で、研修において習得すべき能力を明らかにし、それらの能力を習得するための教育方法、効果的な研修を実施するための研修の評価について記載した健診・保健指導の研修ガイドライン（以下「研修ガイドライン」という。）を策定する。

(2) 国による研修の実施

国は、都道府県等及び医療保険者、関係団体における研修の担当者に対し、国立保健医療科学院等において研修を実施する。

(3) 都道府県等及び医療保険者、関係団体による研修の実施

都道府県等及び医療保険者、関係団体は、研修ガイドラインに基づき、以下により当該研修を実施する。なお、研修は6年ごとに受講することが望ましい旨、修了者に周知願いたい。

- 1) 研修の修了者には、修了証（別紙）を交付すること。
- 2) 修了証へは、研修種類としてプログラム名を記載すること。
- 3) 受講者の出席状況を的確に把握し、出席状況が不良な者については、修了を認めないものとする。
- 4) 修了者に関する記録その他の研修会の実施に関する記録は、適切に保管すること。
 - ① 修了者名簿に関するもの（氏名、職種、所属等）
 - ② 研修開催要項に関するもの（目的、内容、企画・立案者名等）
 - ③ その他

(4) 研修情報の提供

所定の研修方法及び学習内容、研修時間を満たした研修を実施している都道府県等及び医療保険者、関係団体等の当該研修スケジュール、内容等について、国立保健医療科学院ホームページ(※)に掲載している。

※ 特定健診・特定保健指導に関するデータベース

<https://www.niph.go.jp/wadai/kenshin/index.html>

別紙 修了証 (例)

第〇〇〇号

修了証

氏名

生年月日

平成 年度〇〇〇〇研修会において、所定の課程を修了したことを証する。

研修種類： _____

なお、本研修は、メタボリックシンドロームに着目した健診・保健指導担当者の資質向上推進事業実施要綱（厚生労働省健康局）に定める研修の内容を満たしたものである。

平成 年 月 日

主催者

印

A4サイズ 縦
(210mm×300mm)